

平成21年度 第14回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年9月17日（木）午後3時00分～45分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚

委員 高橋敬一

委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長 西山 秀雄 次長 加賀田 啓

任用課長 西尾 孝之 給与課長 稲田 将

副主幹 松本 秀樹 副主幹 懸樋 順一

副主幹 川口 豊長

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 職員の職務に専念する義務の免除等について

協議等事項

- 1) 農林総合研究所林業試験場に対する現地調査の結果について
- 2) 平成21年 職員の給与等に関する報告・勧告案概要について

5 会議の公開・非公開

協議等事項を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

職員の職務に専念する義務の免除等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員が新型インフルエンザの濃厚接触者となった場合に、感染拡大の防止及び感染すると重症化するリスクのある県民の身体（場合によっては生命）保護を図ることを目的として、職務に専念する義務の免除又は特別休暇を申請のとおり承認しようとするもの。併せて、臨時的任用職員

についても同様の取扱とする旨通知しようとするもの（教育委員会のみ）。

① 現状と申請の趣旨

現在、職員が新型インフルエンザの集団感染が発生した集団と接触の程度が高い場合や家族が新型インフルエンザに感染した場合について、所属長が当該職員を出勤させることが適切ではないと判断した時には、本人の了解を得て年次有給休暇を取得し自宅待機してもらうことで対応している。

しかし、本来、年次有給休暇は労働者が自ら取得時期を指定して取得するものであり、使用者が取得時期を指定して取得するものではない。また、職員が年次有給休暇の残日数がなくて出勤したいと主張した場合、どのように対処するかという問題が生じている。職員が年次有給休暇を取得するかどうかの判断に委ねている状況である。

したがって、職員を出勤させないことが公益にかなう一定の場合について、任命権者の意思により職員を出勤させない措置をとるため、職務に専念する義務を免除（又は特別休暇の付与）したいという申請がなされたものである。

現状	休暇等の種類
新型インフルエンザに感染の可能性が高い場合	年次有給休暇 特別休暇（感染症予防法第44条の3第2項の規定に基づく場合に限る）
新型インフルエンザに感染した場合	年次有給休暇 病気休暇

※休暇は職員が取得時期を指定して取得するものである。

② 高等学校及び特別支援学校（職専免）

職務専念義務を免除する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・同一集団（原則として部活動単位等）で集団感染が発生 ・インフルエンザ様の症状が発症していない生徒が出席停止を命じられている。 ・当該教職員が集団内の生徒との接触の程度が高いと認められる場合 （例）部活動で宿泊旅行を実施し、生徒に集団感染が発生した際に当該生徒と同じ部屋に宿泊し同じ車で移動していた。 <p>※県教育委員会が適当と認める場合に限る。</p>
免除期間	・出席停止が命じられている生徒と同等の期間を原則とし、校長が学校医と相談の上、必要と認める期間
対象職員	高等学校 授業を担当する教職員 特別支援学校 授業を担当する教職員及び児童生徒の介助を担当する職員

③ 特別支援学校（職専免）

職務専念義務を免除する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が新型インフルエンザに感染の可能性が高い場合（家族が新型インフルエンザに感染した場合など）で、感染すると重症化するおそれのある児童生徒を担当している場合 <p>※県教育委員会が適当と認める場合に限る</p>
---------------	--

免除期間	・校長が学校医と相談の上、必要と認める期間
対象職員	・授業を担当する教職員及び児童生徒の介助を担当する職員

④ 小学校及び中学校（特別休暇）

特別休暇を承認する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・同一集団（原則として部活動単位等）で集団感染が発生 ・インフルエンザ様の症状が発症していない児童生徒が出席停止を命じられている。 ・当該教職員が集団内の生徒との接触の程度が高いと認められる場合 ※市町村（学校組合）教育委員会及び県教育委員会が適当と認める場合に限る
免除期間	・出席停止が命じられている生徒と同等の期間を原則とし、校長が学校医と相談の上、必要と認める期間
対象職員	・授業を担当する教職員

⑤ 県立病院（職専免）

職務専念義務を免除する場合	・新型インフルエンザに感染の可能性が高い（発症している場合を除く）と院長が認める場合
免除期間	・一週間以内で院長が必要と認める期間
対象職員	・県立病院に勤務する職員

⑥ 承認理由

（学校における感染拡大の防止）

- ・現在、新型インフルエンザの集団感染が学校を中心に発生している状況。
- ・集団感染が発生した集団に属する児童生徒に出席停止が命じられている場合に、同一集団内（原則として部活動単位等）の生徒との接触の程度が高い職員について、他の児童生徒への感染拡大を防止することを目的として任命権者の意思で出勤させない措置をとるものであり、適切であると認められる。

（新型インフルエンザに感染すると重症化するリスクを負った県民の身体（生命）保護）

- ・特別支援学校や県立病院の職員は新型インフルエンザに感染すると重症化するリスクを負った県民の方と接触する機会がある。
- ・こうした職員の家族が新型インフルエンザに感染した場合など、濃厚接触者であると認められるに至った場合は、任命権者の意思で当該職員を出勤させない措置をとることは適切であると認められる。

なお、いずれの場合においても、職員は不要不急の外出を自粛することを条件とする。

⑦ 承認日
議決日

(2) 協議等事項

- ア 農林総合研究所林業試験場に対する現地調査の結果について、事務局が説明し、協議した。

イ 平成21年 職員の給与等に関する報告・勧告案概要について、事務局が説明し、協議した。

7 次回の人事委員会の開催

平成21年9月24日（木）午前10時00分から開催することとした。